

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東庄町長

公表日

令和7年1月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務			
②事務の概要	地方税法に基づき軽自動車税の賦課に関する事務を実施している。 ①税申告書・申請をもとに車両の登録又は廃車の管理 1. 住民からの申請による異動 2. 検査協会からの税申告書による異動 3. 運輸支局からの税申告書による異動 ②各種証明書の発行 1. 証明書発行申請受付 2. 証明書発行 ③納税通知書の発行 1. 賦課期日現在において軽自動車等を所有している者に軽自動車税を賦課 2. 納税通知書発行 ④減免申請受付・決定 1. 減免申請受付 2. 減免決定通知書発行			
③システムの名称	軽自動車税システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、バックアップシステム、中間サーバー、軽自動車検査情報市区町村提供システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
1. 車両情報ファイル 2. 宛名情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法 第9条第3項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	番号法 第19条第8号 別表第二の27の項 別表第二省令 第20条			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	町民課			
②所属長の役職名	町民課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	総務課庶務係 千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131 0478-86-1111			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	町民課賦課徴収係 千葉県香取郡東庄町笹川い4713-131 0478-86-6073			
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した				
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録に事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からマイナンバー取得の徹底や住基ネットでの照会の際は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、下記のような場合では特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの場合においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクに対し対策は十分であると考える。 ・申請書等に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書(USBメモリを含む)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書当の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録に事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からマイナンバー取得の徹底や住基ネットでの照会の際は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、下記のような場合では特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの場合においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクに対し対策は十分であると考える。 ・申請書等に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書(USBメモリを含む)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書当の廃棄	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月7日	公表日	2018/6/12	2019/6/7	事後	
令和1年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2018/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月7日	Ⅳ リスク対策	—	Ⅳ リスク対策の追加	事後	
令和4年3月4日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法 第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を	・番号法 第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法 第9条第3項	事後	
令和4年3月4日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2019/4/1	2022/1/1	事後	
令和4年3月4日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2019/4/1	2022/1/1	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数	2022/4/1	2024/3/1	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数	2022/4/1	2024/3/1	事後	
令和7年1月6日	Ⅰ 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の27の項 別表第二省令 第20条	番号法第19条第8号 別表第二の27の項 別表第二省令 第20条	事後	
令和7年1月6日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計算か	令和6年3月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和7年1月6日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計算か	令和6年3月1日 時点	令和6年12月1日 時点	事後	
令和7年1月6日	Ⅳ リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		十分である	事後	
令和7年1月6日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更による追加
令和7年1月6日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録に事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からマイナンバー取得の徹底や住基ネットでの照会の際は、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 また、下記のような場合では特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの場合においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクに対し対策は十分であると考ええる。 ・申請書等に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書(USBメモリを含む)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書等の廃棄	事後	様式変更による追加
令和7年1月6日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更による追加
令和7年1月6日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	様式変更による追加
令和7年1月6日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		対象となるシステムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限について適切な管理を行っている。 また、アクセスログを記録しているため、不測の事態が発生した場合においても、状況の把握が可能である。このような対策によって、権限のない者により不正に使用されるようなリスクへの対策は十分であると考ええる。	事後	様式変更による追加